

北区アダプト・プログラム実施要領

1 目的

この要領は、札幌市が管理する北区内の道路や公園などにおける清掃ボランティア活動を支援し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と行政との協働による環境美化活動（以下「活動」という。）を推進するため、必要な事項を定めることを目的とします。

2 参加資格等について

- (1) この事業に参加できる団体（以下「参加団体」という）は、ボランティア活動に関心のある町内会、商店街振興組合、学校、企業などの団体とします。
- (2) 参加団体は、活動届出書（様式 1）により札幌市北区役所に参加登録します。なお、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 6）の提出が必要です。

3 覚書の交換について

参加団体と札幌市北区役所は、この事業を実施するにあたり「北区アダプト・プログラムの実施に関する覚書」を取り交わします。

4 参加団体の活動内容について

- (1) 活動区域内では、おおむね月 1 回程度の活動ができるよう計画し、活動を実施してください。基本的な活動として、たばこの吸い殻、紙くず、空き缶、空きビンなどを回収してください。
- (2) 回収したごみは、分別し決められた場所に出してください。
- (3) 清掃活動と合わせて、営利を目的とした活動はできません。
- (4) その他の活動については、札幌市北区と協議してください。

5 札幌市北区の支援内容について

- (1) 清掃用具等の支給を行います。
- (2) ボランティア保険の加入費用を負担します。
- (3) その他活動に不可欠であると北区が認めたものについて支援します。

6 活動計画および報告書の提出について

参加団体は、あらかじめ活動計画を作成し、活動計画書（様式 2）を北区役所に提出してください。また、活動終了後には活動報告書（様式 3 または様式 4）を提出してください。

7 活動時の安全確保について

参加団体は、清掃美化活動を行う際は、それぞれの責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮してください。

8 事故の報告

参加団体は、清掃活動中に事故が発生した場合は、直ちに北区役所に連絡するとともに事故発生報告書（様式 5）を提出してください。